

健康な地域社会づくりの推進に関する連携協定書

北広島市（以下「甲」という。）と日医工株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、北広島市における健康な地域社会づくりの推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互に連携し協力することにより、北広島市民（以下、「市民」という。）の健康的な生活の実現を図り、もって市民が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにすることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民の健康づくりに関すること
- (2) 市民の健康寿命の延伸と医療費の適正化に関すること
- (3) 地域包括ケアシステムの推進に関すること
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認めること

（連携窓口）

第3条 前条の連携協力事項を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等をしてはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、この協定が終了した後も前項の守秘義務を負う。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月9日

北広島市中央4丁目2番地1
甲 北広島市
北広島市長 上野正三

富山県富山市総曲輪一丁目6番21
乙 日医工株式会社
代表取締役社長 田村友一